

漏水検知システムによる異常検知に係る対応の経緯

○平成24年12月3日(月)

- ・始業時、浸出水処理プラント維持管理委託業者の職員による通常業務において「機器メンテナンスが必要です」のメッセージが確認され、センター職員に報告があった。

11月30日(金) 昼以降にメッセージが表示されていた可能性が高いが、システムの目視確認は平日は始業時の1回であるため、休み明けのこの日に確認された。

センター職員は、これまで年一回の定期点検を12月～2月に実施していたことから、時期的に一致していたために定期点検に対する告知と捉えた。また、判定画面上は何ら問題ない状態であったことから、緊急性のあるメッセージとは認識しなかった。

○平成24年12月5日(水)

- ・漏水検知システムの施工業者とは、メッセージ確認以前から相談していた電極ケーブル保護用の塩ビ管補修方法について12月18日(火)に現地確認してもらうこととなり、同時に機器点検を実施してもらうこととした。

○平成24年12月18日(火)

- ・漏水検知システム施工業者による点検実施により、過電流保護ヒューズの断線が判明した。

ヒューズ断線に係る要因は過電流の通電が疑われたため、過電流により再びヒューズが断線することを防止するため、測定電圧を5Vから1Vに下げて定時測定を再開し確認することとした。(19日午前零時測定開始～)

また、11月30日(金) 午前6時開始の測定途中より欠測があることが疑われたが、データを社に持ち帰り、最終的な判断は社内で検討することとなった。

○平成24年12月19日(水) 午前5:30

- ・センター職員が携帯電話への漏水検知システム警報を受理。

○同日午前6:40

- ・漏水検知システムの判定画面で異常検知を確認。

○同日午前6:50

- ・センター職員全員への連絡及び招集。

○同日午前8:00

- ・事業団幹部職員、山梨県環境整備課へ報告。
- ・地下水集排水管モニタリング人孔に通水がないことを確認。
- ・地下水観測井2号の連続測定結果に変動がないことを確認。
- ・埋立地から浸出水の漏水がないと判断。
- ・最高電流値地点付近の埋立は計画3層(9m)及び最終覆土(1m)が完了している場所であることを確認。

○同日午前 8:30

- ・廃棄物搬入停止を決定し、搬入業者へ連絡。

○同日午前 9:00

- ・漏水検知システム施工業者が来所し、システムの点検を開始。

○同日午前 10:00

- ・北杜市、安全管理委員会委員長へ報告し、順次各委員に報告。
- ・環境モニタリング委託業者へ臨時モニタリング調査を依頼。（浸出水、人孔、観測井1～3号について有害物質等全項目）

○同日午後 8:30

- ・漏水検知システム施工業者からシステムの点検結果について速報を受ける。
「システムの誤作動はなく、平成22年10月2日に発生した現象と酷似しており、遮水シートの異常を検知したものと考えている」との見解。

○平成24年12月20日(木)以降

- ・土日祝日、年末年始休暇を含め、地下水集排水管モニタリング人孔の通水状況を写真に記録し、地下水観測井2号の連続測定結果の変動の有無を確認している。（異常なし）

※これまでも平日実施の日常点検において、モニタリング人孔は平成24年7月31日以降、同年12月18日までの間に通水が無いことや、地下水観測井2号の連続測定において異常が無いことを確認している。

○平成24年12月21日(金)

- ・環境モニタリング委託業者が臨時モニタリング調査のため、採水を実施。

○平成24年12月28日(金)

- ・臨時モニタリングの一部について、速報値を受理。（異常なし）

○平成25年1月8日(火)

- ・ヒューズ断線は遮水シート異常検知箇所の過電流が原因ではないかとの見解（口頭）があった。

○平成25年1月11日(金)

- ・漏水検知システム施工業者から、平成24年12月19日に発生した漏水検知システムの異常検知に関する調査報告書が提出された。

【調査結果】

1) D9-U47 交点で発生した異常は、以下の理由により、平成22年10月2日に発生した事象と同様の現象と考えられる。

①上電極と下電極を格納箱に引き込むプルボックス内部において、絶縁不良や接触は発生しておらず、正常な状態でありシステムの誤作動ではない。

②D9-U47 交点で発生した約50mAという大きな電流値は、既設測定器の故障ではなく、処分場内で発生している現象であり、平成22年10月2日に発生した事象と同様の現

象と考えられる。

③D9-U47 交点におけるインピーダンスは、 1.2Ω という小さな抵抗値であり、これは、
前回の異常検知に関し、平成22年12月21日の測定結果と同様の結果を示している。

2)平成24年11月30日以降の測定結果においてもヒューズの断線が考えられる測定値(全交点電流値 0mA)であった。電極セレクタ内部の過電流保護ヒューズの導通試験を実施したところ、ヒューズの断線を確認した。ヒューズの断線は過電流が流れたために発生した。

○同日午後 1:00

・山梨県へ調査報告書の内容説明。

○同日午後 3:30～

・北杜市、安全管理委員会委員長及び各委員へ調査報告書の内容説明。